

畑野町町おこし推進委員会 規約

(目的)

第1条 畑野町町おこし推進委員会（以下「委員会」という。）は、ふるさとの大切さや特色ある地域づくりの取組を進めながら地域の住民による共同活動を行うことにより、畑野町の活性化の推進に寄与することを目的とする。

(事業等)

第2条 前条の目的を達成するために必要な事業を行う。

2 委員会の活動区域は、亀岡市畑野町の全域とし、事務所は、亀岡市畑野町千ヶ畑西山5番地1の畑野町自治会に置く。

(構成員)

第3条 委員会の委員は、畑野町に存する各種団体の中から選出する。

(役員の種別)

第4条 委員会に、次の役員を置く。

- | | |
|---------|----|
| 1) 委員長 | 1名 |
| 2) 副委員長 | 2名 |
| 3) 事務局長 | 1名 |
| 4) 会計 | 1名 |

(役員の選任)

第5条 役員は、委員会において委員の中から選任する。

(役員の職務)

第6条 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 事務局長は、委員会の事務について処理する。
- 4 会計は、会計処理についての業務を行う。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(委員会の招集等)

第8条 委員会は、委員長が必要と認めるとき招集する。

- 2 委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的等を記載しメール等により通知するものとする。

(委員会の議長)

第9条 委員会の議長は、事務局長がこれに当たる。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

(委任)

第11条 この規約の施行に関し必要な事項は、委員会の議決を経て、委員長が別に定める。